

四国森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年1月25日)

開催日及び場所		令和3年9月28日（火曜日） 四国森林管理局 2階A会議室		
委員		中内 功（弁護士） 白山 晃嗣（公認会計士） 府川 一（税理士）		
審議対象期間		令和3年4月1日～6月30日		
審議対象案件		202件 うち、1者応札案件 88件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
抽出案件		12件 うち、1者応札案件 5件 (抽出率 6%) (抽出率 6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 -)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	該当なし	
	業務	一般競争	2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物品・役務等	一般競争	5件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	該当なし	
		随意契約（企画競争・公募）	該当なし	
		随意契約（その他）	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項)		なし	

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問 それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・設計業務のうち「実施設計業務」に係る応札者数が昨年度より増加した要因として考えられることは何か。 ・ 調査・設計業務のうち「地すべり機構調査業務」については、競争参加要件を変更しても応札者数が1なのはなぜか。 ・ 収穫調査業務委託については、毎回2者からの応札しかないが、本業務に新規事業者が参入することは難しいのか。 ・ 森林管理署庁舎等敷地賃貸借に係る予定価格の積算はどのようにして行っているのか。 ・ 指名停止等の処分を受けた場合、入札において何かしらペナルティといったものがあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度までは、四国森林管理局以外の局で実施した調査・設計業務の実績については、総合評価において加点の対象としていなかったのを今年度より加点の対象とするよう競争参加要件を変更したことが、応札者の増加に繋がったのではないかと考える。 ・ 本業務については、専門性が非常に高く、事業の実施に当たっては、事業者が経験を積み上げていくなかで得た「地すべりの動き方」に関するデータの蓄積及び解析といった技術的なことが重要であると考えており、新規事業者が参入してもすぐに成果が出せるものでもなく、何のデータもない状態から調査を行うとなると相当なコストがかかるため、応札を行わなかったのではないかと考える。 ・ 本業務の競争に参加できる者については、「国有林野の管理に関する法律」第6条の5第1項の規定に基づき指定された者、「指定調査機関」とされており、誰もが参入できるものではない。 また、現在、四国森林管理局の競争に参加いただいている「指定調査機関」については、実質2者である。 ・ インターネット上に掲載されている森林管理署が所在する近隣の土地の貸し付け相場を基に算出している。 ・ 総合評価落札方式により入札を行う場合、評価項目に指名停止の処分に関する部分があり、そこで減点といったことはある。
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し森林管理局長が講じた措置]	特になし